

第一級海上無線通信士
第二級海上無線通信士
第三級海上無線通信士

「法規」試験問題

20問 2時間30分

A-1 無線電話による通信を行う義務船舶局が、新たにデジタル選択呼出通信を行うためにF 1 B電波2, 187.5 kHz、4, 207.5 kHz、6, 312 kHz、8, 414.5 kHz等の周波数の電波を具備し、デジタル選択呼出装置及びこの装置による通信を行うための送信装置等を設置し、デジタル選択呼出通信を行うためにはどうしなければならないか。電波法（第17条、第18条及び第19条）の規定に照らし、最も適切なものを下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

- 1 免許人は、デジタル選択呼出装置、送信装置等を設置するためあらかじめ総務大臣の許可を受けて無線設備の変更の工事を行った後、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出た後に変更に係る無線設備を運用することができる。
- 2 免許人は、デジタル選択呼出装置、送信装置等を設置するためあらかじめ総務大臣の許可を受けて無線設備の変更の工事を行った後、総務大臣の検査を受け、その工事の結果が許可の内容に適合していると認められた後に許可に係る無線設備を運用することができる。
- 3 免許人は、デジタル選択呼出通信に使用する電波を具備する等のため総務大臣から電波の型式、周波数等の指定を受けるとともに、デジタル選択呼出装置、送信装置等を設置するためあらかじめ総務大臣の許可を受けて無線設備の変更の工事を行った上で許可に係る無線設備を運用することができる。ただし、その後最初に行われる定期検査で許可に係る無線設備の変更の工事の内容についても検査を受けなければならない。
- 4 免許人は、デジタル選択呼出通信に使用する電波を具備する等のため総務大臣から電波の型式、周波数等の指定を受けるとともに、デジタル選択呼出装置、送信装置等を設置するためあらかじめ総務大臣の許可を受けて無線設備の変更の工事を行った後、総務大臣の検査を受け、その工事の結果が許可の内容に適合していると認められた後に許可に係る無線設備を運用することができる。

A-2 次に掲げる無線設備の機器のうち、総務大臣がその型式について行う検定に合格した無線設備の機器でなければ、無線局に施設してはならない（注）ものに該当しないものはどれか。電波法（第37条）及び電波法施行規則（第11条の4）の規定に照らし、下の**1**から**4**までのうちから一つ選べ。

注 ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

- 1 船舶安全法第2条（同法第29条の7の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないレーダー
- 2 電波法第34条（義務船舶局等の無線設備の条件）に規定する義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局の無線設備の機器
- 3 旅客船又は総トン数300トン以上の船舶であって、国際航海に従事するものに備える衛星非常用位置指示無線標識
- 4 国際航海に従事する船舶の義務船舶局に備える電波法施行規則（第2条）に定義する船上通信設備

A-3 次の記述は、義務船舶局の無線設備について述べたものである。無線設備規則（第38条及び第38条の4）の規定に照らし、
□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 義務船舶局に備えなければならない無線電話であって、□Aを使用するものの空中線は、□Bに設置されたものでなければならない。
② ①の無線電話は、航海船橋において通信できるものでなければならない。
③ 義務船舶局に備えなければならない無線設備（遭難自動通報設備を除く。）は、通常操船する場所において、□Cを送り、又は受けることができるものでなければならない。
④ 義務船舶局に備えなければならない□Dは、通常操船する場所から遠隔制御できるものでなければならない。ただし、通常操船する場所の近くに設置する場合は、この限りでない。
⑤ ②から④までの規定は、船体の構造その他の事情により総務大臣が当該規定によることが困難又は不合理であると認めて別に告示する無線設備については、適用しない。

A	B	C	D
1 F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z	航海船橋の近く	遭難通信及び航行の安全に関する通信	衛星非常用位置指示無線標識及び捜索救助用レーダートランスポンダ
2 F 3 E 電波 1 5 6 . 8 M H z	船舶のできる限り上部	遭難通信	衛星非常用位置指示無線標識
3 J 3 E 電波 2 , 1 8 2 k H z	航海船橋の近く	遭難通信	衛星非常用位置指示無線標識及び捜索救助用レーダートランスポンダ
4 J 3 E 電波 2 , 1 8 2 k H z	船舶のできる限り上部	遭難通信及び航行の安全に関する通信	衛星非常用位置指示無線標識

A-4 次の記述は、船舶局無線従事者証明について述べたものである。電波法（第48条の2）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第39条（無線設備の操作）第1項本文の総務省令で定める義務船舶局等（注）の無線設備の□Aを行おうとする者は、総務大臣に申請して、船舶局無線従事者証明を受けることができる。
- 注 義務船舶局等とは、義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局をいう。以下同じ。
- ② 総務大臣は、船舶局無線従事者証明を申請した者が、総務省令で定める□Bを有し、かつ、次のいずれかに該当するときは、船舶局無線従事者証明を行わなければならない。
- (1) 総務大臣が当該申請者に対して行う義務船舶局等の無線設備の□Aに関する訓練の課程を修了したとき。
- (2) 総務大臣が(1)の訓練の課程と同等の内容を有するものであると認定した訓練の課程を修了しており、その修了した日から□Cを経過していないとき。

A	B	C
1 運用及び保守	無線従事者の資格及び業務経歴	5年
2 運用及び保守	無線従事者の資格	3年
3 操作又はその監督	無線従事者の資格及び業務経歴	3年
4 操作又はその監督	無線従事者の資格	5年

A-5 次の記述は、海上移動業務の無線局の免許状に記載した事項の遵守について述べたものである。電波法（第53条、第54条及び第110条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局を運用する場合においては、無線設備の設置場所、識別信号、電波の型式及び周波数は、免許状に記載されたところによらなければならない。ただし、Aについては、この限りでない。
- ② 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、Aについては、この限りでない。
- (1) 免許状に記載されたBであること。
- (2) 通信を行うためCものであること。
- ③ ①又は②の(1)に違反して無線局を運用した者は、Dに処する。

A	B	C	D
1 遭難通信、緊急通信及び安全通信	ものの範囲内	十分余裕のある	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2 遭難通信、緊急通信及び安全通信	ところによるもの	必要最小の	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
3 遭難通信	ものの範囲内	必要最小の	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
4 遭難通信	ところによるもの	十分余裕のある	2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

A-6 次の記述は、混信等の防止について述べたものである。電波法（第56条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

無線局は、A又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他のBならない。ただし、Cについては、この限りでない。

A	B	C
1 他の無線局	妨害を与えない機能を備えなければ	遭難通信、緊急通信又は安全通信
2 重要無線通信を行う無線局	妨害を与えない機能を備えなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信
3 重要無線通信を行う無線局	妨害を与えないように運用しなければ	遭難通信、緊急通信又は安全通信
4 他の無線局	妨害を与えないように運用しなければ	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信

A-7 次の記述は、義務船舶局の双方向無線電話及び遭難自動通報設備の機能試験について述べたものである。無線局運用規則（第7条から第8条の2まで）及び電波法施行規則（第38条の4）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 双方向無線電話を備えている義務船舶局においては、その船舶の航行中 A 当該無線設備によって B、その機能を確かめておかなければならない。
- ② ①により機能を確かめた結果、その機能に異状があると認めたときは、その旨を C に通知しなければならない。
- ③ 義務船舶局の遭難自動通報設備においては、Dごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確かめておかなければならない。
- ④ 義務船舶局の免許人は、③の機能試験をしたときは、実施の日及び試験の結果に関する記録を作成し、当該試験をした日から2年間、これを保存しなければならない。

A	B	C	D
1 毎日1回以上	通信連絡を行い	当該船舶局の免許人	1年以内の期間
2 每月1回以上	擬似空中線回路を使用して	当該船舶局の免許人	6箇月以内の期間
3 每月1回以上	通信連絡を行い	船舶の責任者	1年以内の期間
4 每日1回以上	擬似空中線回路を使用して	船舶の責任者	6箇月以内の期間

A-8 次の記述は、船舶局等の運用について述べたものである。電波法(第62条)の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 船舶局の運用は、その船舶の A に限る。ただし、受信装置のみを運用するとき、電波法第52条(目的外使用の禁止等)各号に掲げる通信を行うとき、その他総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② B から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害している船舶局に対して、その妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。
- ③ 船舶局は、海岸局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は C について、海岸局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

A	B	C
1 航行中	船舶局は、他の船舶局	使用電波の型式、周波数若しくは空中線電力
2 航行中	海岸局は、船舶局	使用電波の型式若しくは周波数
3 航行中及び航行の準備中	船舶局は、他の船舶局	使用電波の型式若しくは周波数
4 航行中及び航行の準備中	海岸局は、船舶局	使用電波の型式、周波数若しくは空中線電力

A-9 次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、一般通信方法における無線通信の原則として、この規定に定める事項に該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 2 無線通信は、できる限り速い送信速度で行わなければならない。
- 3 無線通信に使用的用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 4 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。

A-10 次の記述は、遭難通信、緊急通信及び安全通信について述べたものである。電波法（第66条から第68条まで）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 海岸局等（注）は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため A に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し最善の措置をとらなければならない。
注 海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局をいう。以下同じ。
- ② 無線局は、遭難信号又は電波法第52条（目的外使用の禁止等）第1号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、B を直ちに中止しなければならない。
- ③ 海岸局等は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。
- ④ 海岸局等は、緊急信号又は電波法第52条第2号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、C までの間（総務省令で定める場合には、少なくとも3分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。
- ⑤ 海岸局等は、D 安全通信を取り扱わなければならない。
- ⑥ 海岸局等は、安全信号又は電波法第52条第3号の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が自局に關係のないことを確認するまでその安全通信を受信しなければならない。

A	B	C	D
1 通信可能の範囲内にあるすべての無線局	すべての電波の発射	その通信が終了する	速やかに、かつ、確実に
2 通信可能の範囲内にあるすべての無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射	その通信が終了する	他の通信に優先して
3 最も便宜な位置にある無線局	遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射	その通信が自局に關係のないことを確認する	速やかに、かつ、確実に
4 最も便宜な位置にある無線局	すべての電波の発射	その通信が自局に關係のないことを確認する	他の通信に優先して

A-11 次の記述は、海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信において使用する電波について述べたものである。無線局運用規則（第70条の2）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

海上移動業務における遭難通信、緊急通信又は安全通信は、次の(1)から(4)に掲げる場合にあっては、それぞれ(1)から(4)に掲げる電波を使用して行うものとする。ただし、□Aを行う場合であって、これらの周波数を使用することができないか又は使用することが不適当であるときは、この限りでない。

(1) デジタル選択呼出装置を使用する場合

F1B電波 2, 187.5 kHz、4, 207.5 kHz、6, 312 kHz、8, 414.5 kHz、12, 577 kHz
若しくは 16, 804.5 kHz 又は F2B電波 □B

(2) デジタル選択呼出通信に引き続いて狭帯域直接印刷電信装置を使用する場合

F1B電波 2, 174.5 kHz、4, 177.5 kHz、6, 268 kHz、8, 376.5 kHz、12, 520 kHz 又は
16, 695 kHz

(3) デジタル選択呼出通信に引き続いて無線電話を使用する場合

J3E電波 2, 182 kHz、4, 125 kHz、6, 215 kHz、8, 291 kHz、12, 290 kHz 若しくは
16, 420 kHz 又は F3E電波 □C

(4) 無線電話を使用する場合 ((3)に掲げる場合を除く。)

A3E電波 27, 524 kHz 若しくは F3E電波 □C 又は通常使用する呼出電波

A	B	C
1 遭難通信	156.6 MHz (第12チャンネル)	156.65 MHz (第13チャンネル)
2 遭難通信	156.525 MHz (第70チャンネル)	156.8 MHz (第16チャンネル)
3 遭難通信又は緊急通信	156.6 MHz (第12チャンネル)	156.8 MHz (第16チャンネル)
4 遭難通信又は緊急通信	156.525 MHz (第70チャンネル)	156.65 MHz (第13チャンネル)

A-12 次の記述は、遭難警報又は遭難警報の中継に対する海岸局の応答について述べたものである。無線局運用規則（第81条の8）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

海岸局は、遭難警報又は遭難警報の中継を受信した場合において、これに応答するときは、□Aの電波を使用して、デジタル選択呼出装置により、電波法施行規則別図第1号3（注1）（遭難警報の中継に対する応答にあっては、同規則別図第1号2（注2））に定める構成のものを送信して行うものとする。この場合において、受信した遭難警報又は遭難警報の中継が□Bの電波を使用するものであるときは、受信から□Cの間隔を置いて送信するものとする。

A	B	C
1 国際遭難周波数	超短波帯の周波数	1分以上2分45秒以下
2 国際遭難周波数	中短波帯又は短波帯の周波数	5秒以上1分以下
3 当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数	中短波帯又は短波帯の周波数	1分以上2分45秒以下
4 当該遭難警報又は遭難警報の中継を受信した周波数	超短波帯の周波数	5秒以上1分以下

注1 遭難警報に対する応答

同期符号	呼出しの種類（注①）	優先順位（注②）	自局の識別信号	テレコマンド（注③）	遭難船舶局の識別信号	遭難の種類	遭難の位置	遭難の時刻	テレコマンド（注④）	終了符号	誤り検定符号
------	------------	----------	---------	------------	------------	-------	-------	-------	------------	------	--------

注① コード番号「116」（全船呼出し）であること。

② できる限りコード番号「112」（遭難）であること。

③ コード番号「110」（遭難警報に対する応答）であること。

④ 引き続いで行う通報の型式をコード化したこと。

注2 遭難警報の中継に対する応答

同期符号	呼出しの種類（注①）	相手局の識別表示（注②）	優先順位（注③）	自局の識別信号	テレコマンド（注④）	遭難船舶局の識別信号	遭難の種類	遭難の位置	遭難の時刻	テレコマンド（注⑤）	終了符号	誤り検定符号
------	------------	--------------	----------	---------	------------	------------	-------	-------	-------	------------	------	--------

注① コード番号「112」は用いないこと。

② 呼出しの種類をコード番号「116」としたときは省略すること。

③ できる限りコード番号「112」であること。

④ コード番号「112」であること。

⑤ 引き続いで行う通報の型式をコード化したこと。

A-13 次の記述は、総務大臣による周波数等の変更命令について述べたものである。電波法（第71条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 総務大臣は、電波の規整その他公益上必要があるときは、無線局の[A]に支障を及ぼさない範囲内に限り、当該無線局（登録局を除く。）の[B]の指定を変更し、又は登録局の[B]若しくは[C]の変更を命ずることができる。
② 国は、①による無線局の[B]の指定の変更又は登録局の[B]若しくは[C]の変更を命じたことによって生じた損失を当該無線局の免許人又は登録人に対して補償しなければならない。

A	B	C
1 目的の遂行	周波数若しくは空中線電力	人工衛星局の無線設備の設置場所
2 目的の遂行	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	無線局の無線設備の設置場所
3 運用	電波の型式、周波数若しくは空中線電力	人工衛星局の無線設備の設置場所
4 運用	周波数若しくは空中線電力	無線局の無線設備の設置場所

A-14 次の記述は、遭難警報について述べたものである。無線通信規則（第32条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 遭難警報の送信は、移動体又は人が[A]にさらされており、即時の救助を求めていることを示す。遭難警報は、地上無線通信のための周波数帯において遭難呼出フォーマットを使用する[B]又は宇宙局を通じて中継される遭難通報フォーマットで行われる。
② 遭難警報を受信した船舶局又は船舶地球局は、できる限り速やかに、[C]にその遭難警報の内容を通報する。

A	B	C
1 危険	直接印刷電信	船舶の指揮者又は責任者
2 危険	デジタル選択呼出し	船舶の指揮者又は責任者及び救助調整本部
3 重大かつ急迫な危険	直接印刷電信	船舶の指揮者又は責任者及び救助調整本部
4 重大かつ急迫な危険	デジタル選択呼出し	船舶の指揮者又は責任者

A-15 次の記述は、人命の安全に関する電気通信の優先順位について述べたものである。国際電気通信連合憲章（第40条）の規定に照らし、□内に入るべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

国際電気通信業務は、[A]における人命の安全に関するすべての電気通信並びに[B]に関する[C]に対し、絶対的優先順位を与えなければならない。

A	B	C
1 海上、陸上、空中及び宇宙空間	世界保健機関の伝染病	特別に緊急な電気通信
2 海上、陸上、空中及び宇宙空間	国際赤十字活動	すべての電気通信
3 異なる国相互間	世界保健機関の伝染病	すべての電気通信
4 異なる国相互間	国際赤十字活動	特別に緊急な電気通信

B-1 次の記述は、無線局の廃止等について述べたものである。電波法（第22条から第24条まで、第78条及び第113条）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 免許人（包括免許人を除く。）は、その無線局を□アときは、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- ② 免許人（包括免許人を除く。）が無線局を廃止したときは、免許は、その効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、□イ以内にその免許状を□ウしなければならない。
- ④ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、遅滞なく□エを撤去しなければならない。
- ⑤ ④に違反した者は、□オに処する。

1 1週間	2 廃棄	3 廃止した	4 1箇月	5 30万円以下の罰金
6 空中線	7 100万円以下の罰金	8 送信装置	9 返納	10 廃止する

B-2 次に掲げる事項は、海上移動業務の無線局の主任無線従事者の職務について述べたものである。電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、主任無線従事者の職務に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- イ 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し免許人に対して意見を述べること。
- ウ 無線設備の設置場所を変更し、又は無線設備の変更の工事をしようとするときに総務大臣の許可を受けること。
- エ 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。
- オ 電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときに総務省令で定める手続により総務大臣に報告すること。

B-3 次に掲げる呼出し又は送信のうち、無線局運用規則（第71条）の規定に照らし、船舶局においてその船舶の責任者の命令がなければ行うことができないものに該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 船位通報における通報の送信
- イ 安全呼出し又は安全通報の送信
- ウ 遭難警報又は遭難警報の中継の送信
- エ 緊急通報の告知の送信又は緊急呼出し
- オ G1B電波406.025MHz、406.028MHz又は406.037MHz及びA3X電波121.5MHzを同時に発射する遭難自動通報設備の通報の送信

B-4 次に掲げる事項のうち、電波法施行規則（第40条）の規定に照らし、義務船舶局の無線業務日誌に記載しなければならない事項に該当するものを1、これに該当しないものを2として解答せよ。

- ア 機器の故障の事実、原因及びこれに対する措置の内容
- イ 無線局運用規則第7条に規定する双方向無線電話の機能試験の結果の詳細
- ウ レーダーの維持の概要及びその機能上又は操作上に現れた特異現象の詳細
- エ 船舶の位置、方向、気象状況その他船舶の安全に関する事項の通信の概要
- オ 無線機器の試験又は調整のため電波を発射したときの使用電波の型式及び周波数

B-5 次の記述は、海上における人命の安全のための国際条約（附属書第IV章 無線通信）が適用になる船舶の機能要件について述べたものである。同条約（附属書第IV章の第4規則）の規定に照らし、□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

船舶は、海上にある間、次の能力を有するものとする。

- (1) 第IV章（無線通信）の第8規則（無線設備（A1海域）1.1及び第10規則（無線設備（A1海域、A2海域及びA3海域）1.4.4.3に定める場合を除くほか、異なる無線通信業務を使用する少なくとも二の□ア設備により、
イ遭難警報を送信すること。
ウ遭難警報を受信すること。
エの遭難警報を送信し及び受信すること。
オ調整に関する通信を送信し及び受信すること。
(5) 現場の通信を送信し及び受信すること。
(6) 位置の探知のための信号を送信し並びに第V章（航行の安全）第19規則（航海装置及び航海機器の搭載要件）2.3.2の規定に従ってその信号を受信すること。
(7) 海上安全情報を送信し及び受信すること。
(8) 第IV章の第15規則（保守要件）8の規定に従うことを条件として、陸上の無線体制又は無線通信網への一般無線通信を送信し及び当該無線体制又は無線通信網から一般無線通信を受信すること。
(9) 船舶間通信を送信し及び受信すること。

- 1 船舶間 2 無線設備の機器の 3 分離し、かつ独立した 4 捜索及び救助のための
5 陸上から船舶への 6 互換性を有する 7 船舶から陸上への 8 デジタル選択呼出装置による
9 狹帯域直接印刷電信による 10 海上移動衛星業務の無線局相互間